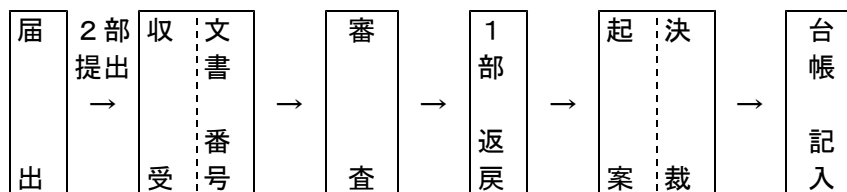


第二種貯蔵所位置等変更届

根 拠 法 令	法第19条第4項 一般則第29条 液石則第30条
適 用	・ 第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事 ※軽微なものを除く。

手 順



必要書類

- 1 第二種貯蔵所位置等変更届書（一般則様式第12、液石則様式第12）
- 2 変更明細書（記載すべき事項）

<留意事項> (1) ~ (3) について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。

(1) 貯蔵の目的を記載した書面

(2) 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面

(3) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録

（添付すべき書面又は図面）

- ①事業所全体平面図
- ②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ③高圧ガス貯蔵所配置図
- ④機器等一覧表
- ⑤貯蔵能力の計算書
- ⑥貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し
- ⑦耐震設計構造物に係る計算書
- ⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

※上記①～⑧のうち変更に係る部分についてのみ必要

必要に応じ添付を求められることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きをするとき）
- 3 上記に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

変更部分について、法第 18 条第 2 項の技術上の基準（一般則第 26 条、液石則第 27 条）に適合しているか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1 部返戻する。

台帳記入

<留意事項>

決裁後台帳に記入する。